

「漫画各話の作画」著作権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成23(ワ)35951・平成25年1月31日（民46部）判決＜請求棄却＞⇒控訴中

【キーワード】

原作，作画（原画），複製権，合意による利用許諾の効力，漫画の原稿料，増刷（再版），コンビニコミック，法律要素の錯誤（民95条），出版契約書

【事案の概要】

1 事案の要旨

本件は，別紙目録1ないし12記載の漫画各話（全体目次を含む。以下「本件漫画各話」という。）の作画（以下「本件各作画」と総称し，それぞれを「本件作画1」，「本件作画2」などという。）を制作したマンガ家の原告が，本件漫画各話を掲載したコミックの初版，さらには増刷を発行した被告の出版社に対し，被告が上記コミックを増刷して発行した行為が，本件各作画について原告が保有する著作権（複製権）の侵害行為に当たると主張して，被告に対し，著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

2 争いのない事実等（証拠の摘示のない事実は，争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告Aは，漫画家である。

イ 被告（株式会社竹書房）は，書籍，雑誌，新聞の発行及び販売等を目的とする株式会社である。

(2) 原告の著作物

原告は，平成19年1月ころから平成22年5月ころまでの間に，B執筆の書籍「Bの都市伝説」シリーズに掲載の各話を「原作」とする本件漫画各話の「作画（本件各作画）」を制作し，その原画（原稿）を被告に引き渡した。

本件各作画は，原告を著作者とする著作物である。

(3) 被告の行為

ア 被告は，以下のとおり，本件漫画各話が掲載された，主としてコンビニエンスストアで販売されるB6判の廉価版コミック（いわゆるコンビニコミック）である各コミック（以下「本件各コミック」という。）を発行した。

(ア) 「Bの都市伝説」

上記コミックは，B執筆の同じ題号の書籍を原作とする漫画全7話を掲載したコミック（定価400円（税込み）。以下「本件コミック1」という。）であり，被告は，2007年（平成19年）2月12日に初版を発行し，その後，増刷として，2刷を経て，2008年（平成20年）8月23日に3刷を発行した（乙1の1ないし4）。

本件コミック1には，本件作画1が掲載されている。

(イ) 「Bの都市伝説2」

上記コミックは、B執筆の同じ題号の書籍を原作とする漫画全7話を掲載したコミック(定価480円(税込み)。以下「本件コミック2」という。)であり、被告は、2008年(平成20年)9月12日に初版を発行し、その後、増刷として、2刷及び3刷を発行した(乙2の1ないし4、弁論の全趣旨)。

本件コミック2には、本件作画2ないし4が掲載されている。

(ウ) 「Bの都市伝説3」

上記コミックは、B執筆の同じ題号の書籍を原作とする漫画全7話を掲載したコミック(定価480円(税込み)。以下「本件コミック3」という。)であり、被告は、2009年(平成21年)4月10日に初版を発行し、その後、増刷として2刷を発行した(乙3の1ないし4、弁論の全趣旨)。

本件コミック3には、本件作画5及び6が掲載されている。

(エ) 「Bの都市伝説4」

上記コミックは、B執筆の同じ題号の書籍を原作とする漫画全7話を掲載したコミック(定価480円(税込み)。以下「本件コミック4」という。)であり、被告は、2009年(平成21年)8月14日に初版を発行し、その後、同年12月8日に増刷として2刷を発行した(乙4の1ないし4、弁論の全趣旨)。

本件コミック4には、本件作画7及び8が掲載されている。

(オ) 「Bの都市伝説5」

上記コミックは、B執筆の同じ題号の書籍を原作とする漫画全7話を掲載したコミック(定価480円(税込み)。以下「本件コミック5」という。)であり、被告は、2009年(平成21年)12月25日に初版を発行し、その後、増刷として2刷を発行した(乙5の1ないし4、弁論の全趣旨)。

本件コミック5には、本件作画9及び10が掲載されている。

(カ) 「Bの都市伝説6」

上記コミックは、B執筆の同じ題号の書籍を原作とする漫画全7話を掲載したコミック(定価480円(税込み)。以下「本件コミック6」という。)であり、被告は、2010年(平成22年)5月14日に初版を発行し、その後、増刷として2刷を発行した(乙6の1ないし4、弁論の全趣旨)。

本件コミック6には、本件作画11及び12が掲載されている。

イ 被告は、2011年(平成23年)8月16日、本件各コミックに収録された漫画の中から全14話を選択して収録したコンビニコミックである「Bの都市伝説G」と題するコミック(定価600円(税込み)。以下「都市伝

説Gコミック」という。)を発行した(乙7の1ないし3, 弁論の全趣旨)。

都市伝説Gコミックには, 本件作画2, 9ないし12が掲載されている。

ウ 被告は, 原告に対し, 平成19年4月5日に本件コミック1について本件作画1の原稿料名下(消費税込み。ただし, 源泉所得税控除後のもの。以下同じ。)に29万4500円を, 平成20年11月6日に本件コミック2について本件作画2ないし4の原稿料名下に70万3950円を, 平成21年5月8日に本件コミック3について本件作画5及び6の原稿料名下に69万1600円を, 同年10月5日に本件コミック4について本件作画7及び8の原稿料名下に69万1600円を, 平成22年3月4日に本件コミック5について本件作画9及び10の原稿料名下に76万5700円を, 同年7月5日に本件コミック6について本件作画11及び12の原稿料名下に66万6900円(以上, 合計381万4250円)をそれぞれ支払った(乙9の1ないし6, 弁論の全趣旨)。

また, 被告は, 平成23年11月4日, 原告に対し, 都市伝説Gコミックについて本件作画2, 9ないし12の再録掲載料名下に89万5375円を支払った。

【判 断】

1 被告による著作権(複製権)の侵害の成否(請求原因(1))について

(1) 被告が本件各作画を掲載した本件各コミックの増刷を発行したことは, 前記争いのない事実等(3)アのとおりである。

被告は, 原告と被告は, 原告が被告の依頼に基づいて本件各作画を制作し, 被告において本件各作画を本件各コミックに掲載して利用することを許諾し, 被告がその対価として本件コミック1については原稿1枚当たり1万円の原稿料を, 本件コミック2ないし6については原稿1枚当たり1万3000円の原稿料を原告に支払う旨の各合意(本件各合意)をし, 本件各合意に基づく原告の利用許諾の効力が, 本件各コミックの増刷分についても及んでいる旨主張するので, 以下において判断する。

(2) 前記争いのない事実等と証拠(甲1ないし13, 21, 22, 乙8ないし10(以上, 枝番のあるものは枝番を含む。)), 証人C, 原告本人)及び弁論の全趣旨を総合すれば, 本件の経過等として, 次の事実が認められる。

ア(ア) 被告は, 平成18年10月ころ, 被告が発行するB執筆の書籍「Bの都市伝説」の漫画版として, 上記書籍掲載の各話を原作とする漫画の作画の制作を複数の漫画家に依頼し, その漫画各話を掲載した, 主としてコンビニエンスストアで販売されるB6判の廉価版コミック(いわゆるコンビニコミック)を出版することを企画した。

被告の編集担当のCは, そのころ, 編集プロダクションを通じて紹介された原告に対し, 被告が作画原稿1枚当たり1万円の原稿料を支払うとの条件

で、本件コミック1に掲載する漫画全7話のうち、1話に係る本件作画1の制作を依頼し、原告は、これを了承した。

その際、Cは、上記原稿料以外の条件を原告に提示することはなく、また、原告とCとの間で、原稿料以外の条件や本件コミック1の発行予定部数、流通期間等について話題となることはなかった。なお、原告と被告は、上記依頼の内容等に関し、契約書その他の合意書面を作成していない。

(イ) 原告は、平成14年ころから、漫画家として活動していたところ、コンビニコミック掲載の漫画の制作については、平成17年8月ころ、編集プロダクションを通じて紹介された被告から依頼を受けて、漫画「プロレス最強列伝」の制作を行ったのが最初であり、本件作画1の制作は2度目であった。原告は、上記「プロレス最強列伝」の漫画の制作の依頼の際にも、被告から作画原稿1枚当たり1万円の原稿料を支払うとの条件を提示され、これを了承したが、その際に、被告から、原稿料以外の条件の提示を受けたことはなかった。

(ウ) 被告は、本件コミック1の漫画全7話中6話の作画については原告以外の6名の漫画家にそれぞれ制作を依頼した。

被告は、原告を含む漫画家7名から完成した各作画の原稿(原画)の引渡しを受けた後、平成19年2月12日、本件コミック1の初版を発行し、同年4月5日、原告に対し、本件作画1の原稿料名下に29万4500円(原稿31枚分)を支払った。

イ(ア) 被告は、平成20年5月ころから平成22年1月ころまでの間、本件コミック1と同様に、被告が発行するB執筆の書籍「Bの都市伝説」シリーズの漫画版として、コンビニコミックである本件コミック2ないし6の出版を企画し、原告に対し、被告が作画原稿1枚当たり1万3000円の原稿料を支払うとの条件で、平成20年5月ころに本件コミック2に掲載する漫画全7話のうち、1話、7話及び全体目次に係る本件作画2ないし4の制作を、同年12月ころに本件コミック3に掲載する漫画全7話のうち、1話及び7話に係る本件作画5及び6の制作を、平成21年4月ころに本件コミック4に掲載する漫画全7話のうち、1話及び2話に係る本件作画7及び8の制作を、同年8月ころに本件コミック5に掲載する漫画全7話のうち、1話及び2話に係る本件作画9及び10の制作を、平成22年1月ころに本件コミック6に掲載する漫画全7話のうち、1話及び2話に係る本件作画11及び12の制作をそれぞれ依頼し、原告は、その都度これを了承した。

被告は、本件コミック2に掲載する本件作画2ないし4の依頼交渉を行った際、原告から原稿料の値上げ要請があったため、上記のとおり、作画原稿1枚当たり1万円から1万3000円に増額する旨の条件を提示し、原告は、これを了承した。

原告は、被告から上記各依頼があった際、原稿料以外の条件の提示を受け

たことはなく、また、原告と被告との間で、原稿料以外の条件や本件コミック2ないし6の発行予定部数、流通期間等について話題となることもなかった。なお、原告と被告は、上記各依頼の内容等に関しても、契約書その他の合意書面を作成していない。

(イ) 被告は、原告を含む複数の漫画家から完成した各作画の原稿(原画)の引渡しを受けた後、平成20年9月12日に本件コミック2の初版を、平成21年4月10日に本件コミック3の初版を、同年8月14日に本件コミック4の初版を、同年12月25日に本件コミック5の初版を、平成22年5月14日に本件コミック6の初版をそれぞれ発行した。

また、被告は、原告に対し、平成20年11月6日に本件作画2ないし4の原稿料名下に70万3950円(原稿57枚分)を、平成21年5月8日に本件作画5及び6の原稿料名下に69万1600円(原稿56枚分)を、同年10月5日に本件作画7及び8の原稿料名下に69万1600円(原稿56枚分)を、平成22年3月4日に本件作画9及び10の原稿料名下に76万5700円(原稿62枚分)を、同年7月5日に本件作画11及び12の原稿料名下に66万6900円(原稿54枚分)をそれぞれ支払った。

ウ 被告は、本件コミック1の初版を発行した平成19年2月12日当時、本件コミック1を増刷することを予定していなかったが、その後、本件コミック1の需要があったため、増刷することとし、2刷の発行を経て、平成20年8月23日に3刷を発行した。

同様に、被告は、本件コミック2ないし6の各初版を発行した当時には、いずれも増刷することを予定していなかったが、その後、増刷として、本件コミック2については2刷及び3刷を、本件コミック3ないし6については2刷をそれぞれ発行した。

被告は、本件各コミックと同種のコンビニコミックについては、雑誌扱いの不定期の刊行物として、主にコンビニエンスストアで発売後約2週間程度販売された後、売れ残ったものが返品されるのが通常であることから、発売時にあらかじめ増刷することを予定していないが、初版発売後、販売を見込めると判断した場合には、いわゆる「アンコール発売」として増刷して発行することもあった。また、被告は、コンビニコミックは、一人の漫画家の作品を収録した単行本のコミックとは異なり、複数の漫画家の制作した複数の作品を集めて掲載する形式(いわゆるアンソロジー形式)のコミックであり、雑誌扱いとしていたことから、漫画家に対する作品の制作及びコミック掲載の対価は、本件各コミックと同様に、原稿1枚当たり一定の単価の原稿料として支払うとの条件で制作を依頼しており、上記のようにコンビニコミックを増刷して発行した場合であっても、当該コミック掲載の漫画の作画を制作した漫画家に対し、追加の原稿料の支払をしたことはなかった。

エ(ア) 原告は、平成21年ころ、本件コミック1等の増刷分が発行されてい

るのを知り、販売が終了したはずの自己の作品が勝手に流通しているものと考え、激しい違和感を覚えた。

その後、原告は、平成23年2月8日ころ、被告を訪れ、被告の編集担当のC等と話し合いをし、本件各コミックの増刷分（再版分）についての原稿料の支払を求めたが、被告側は、その支払を拒絶した。

原告は、被告に対し、同年3月18日ころ、上記と同様の原稿料支払を求める同月17日付け書簡（甲21の1）及び請求書（甲21の2）を送付した後、同年4月8日付け請求書（甲21の3）及び同年5月17日付け請求書（甲21の4）を送付した。

(イ) 原告の代理人弁護士は、平成23年6月7日到達の内容証明郵便で、被告に対し、原告の著作物である本件各作画を本件各コミックの初版の出版及び販売に利用することは許諾したが、その増刷は利用許諾の範囲を越えるものであるから、被告が本件各コミックの2版（2刷）あるいは3版（3刷）の出版・販売を行ったことは、原告の著作権を侵害するなどとして、損害賠償の内金として508万6000円の支払、初版以外の各版の出版、販売の差止め等を求める旨の通知（甲1の1）をした。

これに対し被告の代理人弁護士は、同月21日付け内容証明郵便で、原告の代理人弁護士に対し、本件各コミックは、雑誌扱いの商品であり、作家に原稿を発注し、掲載し、原稿料を支払うことで契約は履行済みとなり、被告は原告に382万3750円の原稿料を支払済みであるから、それ以上の権利は原告に何ら発生していないとして、上記通知に係る原告の請求は容認できない旨回答した。

(ウ) 被告は、平成23年8月16日、本件各コミックに収録された漫画の中から全14話（本件作画2, 9ないし12に係る4話を含む。）を選択して収録したコンビニコミックである都市伝説Gコミックを発行した。

原告と被告は、都市伝説Gコミックの発行に先立ち、本件作画2, 9ないし12の原稿料の半額に相当する再録掲載料を原告に支払う旨の合意をし、被告は、同年11月4日、原告に対し、再録掲載料名下に89万5375円を支払った。

(エ) 原告は、平成23年11月7日、本件訴訟を提起した。

(3) ア そこで検討するに、前記(2)ア及びイの認定事実によれば、被告は、B執筆の書籍「Bの都市伝説」シリーズを原作とする漫画版として、複数の漫画家が作画した漫画各話を掲載したコンビニコミックである本件各コミックの出版を企画し、被告主張の本件各合意のそれぞれの合意の時期に、本件コミック1については作画原稿1枚当たり1万円の原稿料を、本件コミック2ないし6については作画原稿1枚当たり1万3000円の原稿料を支払うとの条件で、原告に対し、本件各作画の制作を順次依頼し、原告は、その都度これを了承したものであり、被告の上記各依頼の趣旨は、原告に対し、原告

が本件各作画の制作を行うとともに、被告が本件各コミックに本件各作画を掲載して出版及び販売することについての利用許諾を求めるものであるから、原告が被告の上記各依頼を了承することにより、原告と被告との間で、本件各合意が成立したものと認められる。

そして、前記(2)アないしウの認定事実及び弁論の全趣旨を総合すれば、本件各コミックと同種のコンビニコミックは、雑誌扱いの不定期の刊行物として、主にコンビニエンスストアで発売後約2週間程度販売された後、売れ残ったものが返品されるのが通常であり、初版の発売時にはあらかじめ増刷することは予定されていないが、これは事実上の取扱いであり、初版が返品された後であっても、需要があれば、増刷して発行することもあり得るものであり、コンビニコミックであるからといって、流通期間が性質上当然に限定されているとまではいえないこと、被告は、上記各依頼に際し、原告に対し、上記原稿料以外の条件の提示をしていないのみならず、原告と被告との間で、原稿料以外の条件や本件各コミックの発行予定部数、流通期間等について話題となることはなかったことが認められる。

上記及びの事情に照らすならば、本件各合意に基づく原告の利用許諾の効力は、本件各コミックの初版分に限定されるものではなく、その増刷分についても及ぶものと認めるのが相当である。

イ これに対し原告は、原告と被告間の本件各作画についての利用許諾の合意は、原告が提供した原稿について雑誌発行（初版発行）から2週間程度の期間を限定して被告が出版することを許諾することを内容とするものであり、原稿1枚当たり1万円の原稿料及び原稿1枚当たり1万3000円の原稿料の約定は、上記利用許諾の対価にすぎないから、本件各コミックの増刷分には利用許諾の効力は及ばない旨主張し、原告の供述（甲22の陳述書を含む。以下同じ。）中にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、被告が本件各コミックに掲載する本件各作画の制作を原告に依頼した際に、原告と被告との間で、本件各コミックの発行予定部数、流通期間等について話題となることはなかったものであり（前記ア）、また、原告の供述を前提としても、原告が、被告の上記依頼を受けた際に、本件各コミックの流通期間を2週間程度に限定することを条件とすることや、原稿料は初版分に限定する趣旨である旨を被告に述べたというものではない。

かえて、原告の供述中には、原告が、本件コミック2に掲載する本件作画2ないし4の原稿料の値上げ要請をした際に、コミックの発行部数は原稿料を定めるに当たって考慮に入れていなかった旨の供述部分があることからすれば、原告においては、本件各作画の利用許諾の対価としては、コミックの発行部数の多寡にかかわらず、原稿1枚当たり一定額の原稿料の支払を受けることで了承していたことがうかがわれる。しかも、本件各コミックの2刷及び3刷は、初版を増刷したものであって、本件各作画の利用形態は初版

と何ら変わることはないのであるから、本件各コミックの流通期間が原告が想定していた約2週間を超えたからといって原告において特段の不利益をもたらすものとは認め難く、本件各合意を締結するに当たっての合理的意思に反するものとも認め難い。

もっとも、被告は、本件作画2, 9ないし12を掲載した都市伝説Gコミックについて再録掲載料を原告に支払っているが(前記(2)エ(ウ))、都市伝説Gコミックは、本件各コミックに収録された漫画の中から全14話を選択して収録したものであり、本件各コミックにおける本件作画2, 9ないし12の利用形態とは異なるものであるから、上記再録掲載料の支払の事実をもって原告の上記主張を裏付けることはできない。

以上によれば、原告の上記主張は、採用することができない。他に前記アの認定を左右するに足りる証拠はない。

(4) 以上のとおり、被告が本件各コミックを増刷して発行することについて、本件各合意に基づく原告の利用許諾があったものと認められるから、被告のかかる行為が本件各作画について原告が保有する複製権の侵害行為に当たる旨の原告の主張(請求原因(1))は理由がない。

2 結論

以上によれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事件は、被告である出版社が、原告である漫画家の創作に係る漫画各話を掲載したコミック(漫画本)の初版発行後、無断で増刷したことによって、漫画家が著作権(複製権)侵害の不法行為をされたとして損害賠償の請求をした事案である。

両者の関係は、最初、被告出版社は原告漫画家に本件各作画の制作を依頼し、原告はそれに基づいて各作画を制作し、各作画を被告が本件各コミックに掲載して利用することを許諾した。これに対し、被告は原告に原稿料として、本件コミック1については原稿1枚当たり10,000円、その後本件コミック2~6については原稿1枚当たり13,000円を支払う旨の各合意をした。

そこで問題は、本件各合意に基づく原告の利用許諾の効力が、本件各コミックの増刷分についても及ぶのかどうか争点となったのである。

2. 原告は、平成19年1月頃から平成22年5月頃までの間、B執筆の書籍「Bの都市伝説」シリーズに掲載の各話を「原作」とする、本件漫画各話の「作画(本件各作画)」を制作し、その原画(原稿)を被告に引き渡した。したがって、本件各作画に係る著作物の著作者は原告であり、著作権者である。

被告は、本件漫画各話が掲載された本件各コミックを、主としてコンビニで

販売されるB6版の廉価版として発行した。

「Bの都市伝説1」の「本件コミック1」は、初版発行後、増刷して2刷、3刷を発行した。これには本件作画1が掲載された。

「Bの都市伝説2」の「本件コミック2」は、初版発行後、増刷して2刷、3刷を発行した。これには、本件作画2～4が掲載された。

「Bの都市伝説3」の「本件コミック3」は、初版発行後、増刷して2刷を発行した。これには、本件作画5と6が掲載された。

「Bの都市伝説4」の「本件コミック4」は、初版発行後、増刷して2刷を発行した。これには、本件作画7と8が掲載された。

「Bの都市伝説5」の「本件コミック5」は、初版発行後、増刷して2刷を発行した。これには、本件作画9と10が掲載された。

「Bの都市伝説6」の「本件コミック6」は、初版発行後、増刷して2刷を発行した。これには、本件作画11と12が掲載された。

被告はまた2011年8月16日に、本件各コミックに収録されたマンガの中から、全14話を収録したコンビニコミックの「Bの都市伝説G」と題するコミックを発行した。これには、本件作画2と9～12が掲載された。

被告は原告に対し、平成19年4月5日に、「本件コミック1」について、本件原画1の原稿料名下に294,500円を、平成20年11月6日に「本件コミック2」について本件作画2～4の原稿料名下に703,950円を、平成21年10月5日に「本件コミック4」について本件作画7と8について原稿料名下に691,600円を、平成22年3月4日に「本件コミック5」について本件作画9と10の原稿料名下に765,700円を、平成22年7月5日に「本件コミック6」について本件作画11と12の原稿料名下に666,900円(以上、合計3,814,250円)を、それぞれ支払った。

また、被告は平成23年11月4日に原告に対し、都市伝説Gコミックについて本件作画2と9～12の再録掲載料名下に895,375円を支払った。

3. 裁判所はまず、被告による原告が有する著作権(複製権)の侵害の成否について検討した。その結果、原告と被告との間には、被告の編集担当が原告に対し、作画原稿1枚当たり10,000円の原稿料を支払うとの条件で、本件コミック1に掲載する漫画全7話のうち、1話に係る本件作画1の制作を依頼し、原告はこれを了承した。その際、両者間で、原稿料以外の条件や本件コミック1の発行予定部数、流通期間等について話題となることはなかったし、契約書その他の合意書面は作成しなかった。

被告は、本件コミック1の漫画全7話中、6話の作画については、原告以外の6人の漫画家にそれぞれ制作を依頼し、被告は原告を含む7人漫画家から完成した各作画の原稿(原画)の引渡しを受けた後、平成19年2月12日、本件コミック1の初版を発行し、同年4月5日、原告に対し本件原画1の原稿料

名下に294,500円(原稿引渡分)を支払った。

続けて被告は、平成20年5月頃から平成22年1月頃までの間、コンビニコミックである本件コミック2～6の出版を企画し、原告に依頼交渉をした時、原告から原稿料の値上げ要請があったから、作画原稿1枚当たり13,000円に増額することを提示し、原告は了承した。しかし、これ以外に条件提示などではなく、契約書をその他の合意書面も作成しなかった。

ところが、原告は平成21年頃、本件コミック1などの増刷分が発行されているのを知り、販売が終了したはずの自分の作品が勝手に流通しているものと考え、激しい違和感を覚えたという。しかし、この事実に気づくのは遅すぎたといえよう。

その後、原告は、平成23年2月8日頃、被告を訪れ、被告の編集担当に対し、本件各コミックの増刷分(再版分)についての原稿料の支払いを求めたところ、被告側はその支払いを拒絶したことから、弁護士を介して交渉に入ったが、決裂したので、提訴したのである。

ところで、原告は、被告から最初に提示された条件、原告が作成した作画1枚につき10,000円を原稿料として支払うというだけの条件に同意したことから契約はスタートしたのであり、その後本件コミック2～6は13,000円に値上げとなったが、これも原稿1枚の料金のことだけで、それ以外の新しい条件については皆無であり、しかも初版の発行部数に限定されたものと解され、その後の増刷分には及ぶものではないと判断された。これも、両者間には増刷についての明確な合意ないし契約がなかったことが原告不利に働いたのである。

ただこの辺のところは、マンガ家側の無知による法律要素の錯誤(民法95条)があったといえるかも知れないから、判決については再考の余地はあろう。しかし、この点について、裁判所は、原告から提出された陳述書の供述部分から、本件コミック2に掲載する本件作画2～4についての原稿料の値上げ要請時には、コミックの発行部数については考慮しないことが確認されたと解した。しかし、この辺のところにはなお、原告の、前記した法律要素の錯誤のにおいがしてならないのである。

その意味で、紛争の争点は、原稿料支払いで終わるのか、発行部数の支払いに及ぶのかである。

4. 出版社が漫画家の制作したシリーズ・マンガや単行本を刊行するときには、予め出版契約書を交わしておくことが普通であると言いたいのだが、現実の姿はまだそうでもないようである。ただ慣習としては、単行本の場合であれば、「発行価格×発行部数×0.1」というのが普通のようなのである。しかし、作家によっては、著作権使用料に当たる比率がこれ以上になったり以下になったりしているのが現実の姿である。

これについて、佐藤秀峰さんのように、出版社の搾取がひどいから、出版社を変えたという人もいる。出版社によってはマンガ家を育てるという名目で、使用料を低率にしている会社もあるようだが、出版社はそれによって莫大な利益を上げることができるのだから、著作権者であるマンガ家の利益を十分考慮すべきであろう。

マンガの創作はそのレベルや内容は別として、日本文化の発展に寄与している知的財産であるから、それを出版社は支援する大きな役割を果たしているからである。

5. なお、原告となった漫画家Aとは野田正規さん、その原作となった著者のBとは関暁夫さんである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

目 録

- 1 「ナンバー18の謎」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説」の1話)
- 2 「お札に隠された謎」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説2」の1話)
- 3 「日ユ同祖論の真実」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説2」の7話)
- 4 「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説2」の全体目次(登場人物紹介)
- 5 「幻の物件」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説3」の1話)
- 6 「メディアのコントロール」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説3」の7話)
- 7 「神隠しツアーの真実」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説4」の1話)
- 8 「走る都市伝説」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説4」の2話)
- 9 「マル○ロマンVSク○ルマン前編」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説5」
の1話)
- 10 「マル○ロマンVSク○ルマン後編」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説5」
の2話)
- 11 「悪魔の数字前編」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説6」の1話)
- 12 「悪魔の数字後編」(「ハローバイバイ関曉夫の都市伝説6」の2話)